

オランダの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

オランダ王国（オランダ語では「Koninkrijk der Nederlanden」）は、ヨーロッパ大陸のオランダ（Nederland）と、カリブ海の3つの国（landen）²とで構成される。これら4つの国はそれぞれ別々の憲法を有するが、オランダ王国の憲章の方が上位に位置する。本稿では、オランダ王国の構成国の1つであるオランダの知的財産法制度の概要を紹介する。

オランダは、ベルギー、ルクセンブルクと合わせて、「ベネルクス」と呼ばれる。ベネルクス三国は、欧州共同体（EC）の起源となった。現在、オランダは、欧州連合（EU）における国内総生産（GDP）第6位の主要構成国である。オランダは、アムステルダム・スキポール空港及びロッテルダム港を擁し、国際貿易を中心に発展してきた。オランダの主な産業は、金融業、流通業その他のサービス業である。チューリップを始めとする農業分野も有名である。フィリップス、ロイヤル・ダッチ・シェル、ハイネケン、ユニリーバ等のように、本社をオランダに置く国際的に著名な巨大企業も多数存在する。オランダでは実効法人税率は25.5%と比較的低く抑えられているため、日本企業等の外国企業が欧州に拠点を設立する際には、しばしばオランダ法人の設立が選択された。また、オランダには、多くの国際機関が設置されている（例えば、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、常設仲裁裁判所、欧州特許庁の支部、ベネルクス知的財産庁）。

ところで、日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（オランダ法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。前述したさまざまな側面におけるオランダの重要性に鑑みると、オランダの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、オランダの知的財産法の概要を紹介することとしたい。なお、オランダも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい³。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² カリブ海の3つの国とは、アルバ、キュラソー、シント・マールテンである。

³ 詳しくは、「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁を参照されたい。

II オランダの法制度一般

1 概要

オランダの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。オランダでは、もともと各地方の力が強く、地方ごとに異なる固有法が存在したが、1795年にフランスに占領されたことにより、フランスの法制度がオランダでも強制的に適用されることとなった。フランスから独立し、支配から脱した後も、オランダ法の制定にあたっては、フランス法に依拠せざるを得なかつたため、フランス法の影響が長く続いた。しかし、19世紀後半以降は、とくにドイツ法の影響が強くなり、近時の立法にあたっては、ドイツ法が参考とされることも多くなっている。最近では、オランダにおいても、英米法や国際的な法準則等の影響も次第に強くなつており、比較法的な検討をふまえた上での立法がなされている。

オランダは、伝統的に、「国際法の父」と称されるグローティウス等の高名な法学者を輩出してきた。また、現在でも、国際連合の国際司法裁判所や国際刑事裁判所がオランダのハーグに本部を置いている。これらのことから、ハーグは「国際法の首都」と呼ばれている。

日本では、1609年に徳川家康がオランダに朱印状を交付して以来、江戸時代の鎖国下においても、唯一オランダとは外交・貿易関係が維持され、蘭学が行われていた。1862年、西周と津田真道はオランダに留学し、ライデン大学のフィセリング（Simon Vissering）から、自然法や国際公法を学んだ。西周と津田真道は、日本に帰国後、オランダで学んだ成果を翻訳書により日本に紹介したが、当時の日本ではフランス法の影響が強かつたため、オランダ法はあまり重視されなかった。そのため、明治維新後の日本の法制度へのオランダ法の直接的な影響はあまり大きなものではなかつたと考えられる。

2 民法典

オランダの民事法は、もともとは各地域の慣習法、オルドナンス及びローマ法の渾然一体となつたものであった。その後、フランスによる併合・支配の時代には、フランスのナポレオン法典の強い影響を受けた1809年オランダ民法典が制定された。しかし、オランダでは、その後、ドイツ法の影響が次第に強くなり、立法にあたつてドイツ法も参考とされることが多くなつた。

現行のオランダ民法典（オランダ語では「Burgerlijk Wetboek」、略称は「BW」）は、その体系及び広範さからみて独創的なものであるといえよう。現行のオランダ民法典には、民法典と商法典の区別はなく、商法的色彩の濃い規定を含んでいる（第2編の会社に関する規定、第8編の運送法に関する規定等）。また、消費者保護法的な規定も多数含まれている。

オランダ民法典第9編では、知的財産法に関する規定（商標、著作権、特許）に含めることができていたが、これはおそらく困難であり、もし制定できるとしてもせいぜい一般規定のみであろうといわれている⁴。オランダ法は、基本的には、「人」、「財産」、「財産取得」の順に規定が配置されており、フランス民法に近い体系をとっている。それとともに、とくに第3編や第6編に典型的にみられるように、ドイツ民法が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）の特徴も一部に有している。

オランダ民法典は、公布後も幾度もの改正を経てきた。その主な要因は、欧州連合の影響である。とくに消費者保護に関するEC指令を取り入れるための法改正が幾度も行われてきた⁵。

III 知的財産法全般

オランダの知的財産法制度は、主に、「特許法」等を始めとするオランダ法と、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクのベネルクス三国で締結された「ベネルクス知的財産条約」等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

オランダは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等である。

知的財産権に関連するオランダの政府機関のうち最も主要なものであるオランダ特許庁は、ハーグ近郊のレイスウェイクに所在しており、欧州特許庁と同じ敷地内にある。主に特許出願の受理・審査・登録等の業務を行っている⁶。

オランダはEUに加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、オランダ国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、オランダ国内においては、国内法に基づき、特許権、著作権等の知的財産権が保護されている。また、「ベネルクス知的財産条約」によりベネルクス三国における単一の商標権及び意

⁴ アーサー・S・ハートカンプ著／平林美紀訳「オランダにおける民法典の公布」（ジュリスト No.1358）138頁を参照。

⁵ 詳細については、前掲・ハートカンプ 139～140頁を参照されたい。

⁶ <http://english.rvo.nl/topics/innovation/patents-other-ip-rights>

匠権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標（EUTM）⁷制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている⁸。なお、2016年9月、オランダは、統一特許裁判所に関する協定を批准した。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、オランダで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、オランダ等の希望する国における登録を行うことである⁹。もう1つは、オランダ特許庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

オランダの特許法¹⁰は、1995年4月1日に施行され、2008年6月5日改正法が2009年6月3日に施行された¹¹。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。オランダに住所を有しない

⁷ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」（CTM）という名称であった。

⁸ 但し、イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票（2016年6月23日実施）において、離脱派が勝利したことにより、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に関する先行きは不透明となっている。

⁹ PCT出願による場合、直接にオランダを指定して国内特許の付与を受けることはできない。EPCを指定して、EPC出願手続においてオランダを指定することになる。

¹⁰ オランダでは、最初の特許法が1869年に廃止され、約40年後の1910年になって、ようやく新しい特許法が制定された。その40年間には、フィリップスやユニリーバ等の企業が誕生したのであるが、その背景には、既存の技術が特許権としての保護を受けられなかつたため、オランダの新興企業（例えば、フィリップス）が、外国の技術（例えば、エジソンの電球に関する発明）を自由に利用・改良し、新しい製品を安価に製造・販売することができたためではないかといわれている。曾我亮司著「風車、チーズ、知財の国・オランダ」（『特技懇 No.260』（特許庁技術懇話会、2011年）所収）49～50頁。

¹¹ 特許法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/netherlands/tokkyo.pdf

出願人は、オランダの現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任することを推奨される。出願手続は、基本的には、オランダ語又は英語によることを要する。他の言語により出願することも可能であるが、補正指明日から 3 か月以内に翻訳文を提出することを要する。特許クレームはオランダ語で作成しなければならない。オランダでは、特許出願につき、実体審査は行われない。出願公開制度は採られておらず、登録後に特許権の内容が公開される。審査請求制度も採用されていない¹²。

新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいざれかの国・地域において公衆に利用可能とされた発明は、新規性が認められない。また、後願の出願後に、同一内容の発明の先願が出願公開された場合、後願に係る発明は特許を受けることができない（先願と後願の出願人が同一であるか否かに関わらない）。

特許出願書類が提出されると、方式審査が行われる。もし方式に問題があると判断された場合、3 か月の期間内に補正するよう出願人に通知される。期間内に出願人が補正しなかつた場合、出願は却下される。

出願人は、出願日又は優先日から 13 か月以内に、新規性調査の請求を行わなければならぬ（出願人が期間内に新規性調査の請求を行わなかったときは、出願は却下される）。新規性調査の請求後約 9 か月で、新規性調査の結果が通知される。新規性調査の結果には、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する審査官の意見が添付される¹³。新規性調査の結果の通知を受けた出願人は、通知日から 2 か月以内に、明細書・クレーム・図面等について補正を行い、又は分割出願をすることができる。なお、新規性調査の請求は、誰でも、いつでも、行うことができる。

新規性調査の結果の通知の発送から 2 か月経過すると、新規性調査の結果如何に関わらず、特許が付与される。出願人が提出した明細書等が、特許明細書として使用される。

特許登録後の異議申立て制度は無いが、誰でも特許庁に対して情報提供を行うことができる。

出願は、出願日又は優先日から 18 か月後に、原簿に登録され、出願内容（前述した新規性調査の結果及び審査官の見解書）が公開される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

V 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「ベネルクス三国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」（Community Designs）と呼ばれる

¹² 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「オランダ」の「産業財産権制度」4 頁～12 頁等を参照した。<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

¹³ 曽我亮司著「風車、チーズ、知財の国・オランダ」（『特技懇 No.260』（特許庁技術懇話会、2011 年）所収）52 頁。

ものであり、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に出願して取得する。後者は、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクのベネルクス三国においては、「ベネルクス知的財産条約」（2013年10月1日施行。以下「ベネルクス条約」という）¹⁴により、単一の意匠権が保護されるものであり、ベネルクス知的財産庁が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「意匠の法的保護に関する指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者について説明する。

意匠とは、製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、外郭、色彩、形状、織り方又は材料から生じる物品の全体又は一部に関する外観で構成されているものをいう。「物品」は、部品、包装、グラフィックシンボル、タイプフェイスを含む。部分意匠制度は採用されていない¹⁵。

意匠出願は、ベネルクス知的財産庁に対して行う。意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、新規性等に関する実体審査は無く、従って、審査請求制度も無い。出願公開制度は採用されていない。

方式要件を満たしている場合、意匠登録が認められ、公告される。意匠登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。意匠権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を一体として扱わなければならず、国ごとに意匠権の譲渡を行うことはできない。国ごとに意匠権のライセンスを行うことは可能である。

方式要件を満たしていない場合、出願人は、通知受領後3か月以内に補正しなければならない。出願人が期間内に補正したときは、方式要件を満たした日が出願日として扱われる。期間内に補正しなかったときは、意匠登録出願を放棄したものとみなされる。

意匠の不登録事由は、①公序良俗に反する意匠、②十分に特徴的形態を示していない意匠、③新規性（出願日又は優先日の前に、出願意匠と実質的に同一の外観が公衆に示されていること）が無い意匠、④他者の商標が含まれている意匠、⑤他者の著作物の不当な利用となる意匠、⑥物品の技術的機能のみに影響された特徴からなる意匠である。これらのいずれかに該当する意匠に対しては、利害関係者は、裁判所に無効請求訴訟を提起することができる。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

VI 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU全体において有効な商標制度」と、「ベネルクス三国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」

¹⁴ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/benelux/tizai_jouyaku.pdf

¹⁵ 本稿の「意匠」の部分については、前掲「産業財産権制度」13頁～17頁等を参照した。

(EUTM)と呼ばれるものであり、欧洲共同体知的財産庁（EUIPO）に出願して取得する。後者は、ベネルクス条約により、単一の商標権が保護されるものであり、ベネルクス知的財産庁が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者について説明する。

商標とは、取引において商品・役務を識別可能な視覚的に表現することができる標識である。登録可能な商標は、視覚的に表現できる標識で、言葉、図、文字、数字、商品又は包装の形状、楽譜により表現できる音響標章等であるが、香りや味等は視覚的に表現できないため、商標登録はできない¹⁶。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等）のみについて行われ、相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること、先行商標の名声を不当に害すること等）については行われない。

方式審査が完了した商標出願は公開され、公開後2か月間は異議申立が認められている。全ての商標出願は実体審査されるため、審査請求制度は採られていない。

審査の結果、出願人が拒絶理由通知を受けたときは、通知日から3か月以内の間に、意見書を提出することができる。

拒絶査定に対して、出願人は、2か月以内に、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクのいずれかの審判裁判所に審判請求を行うことができる。

商標登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。商標権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を一体として扱わなければならず、国ごとに商標権の譲渡を行うことはできない。国ごとに商標権のライセンスを行うことは可能である。

商標権の存続期間は出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。出願時において商標使用義務は無い。

商標登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、利害関係者の申立により、当該登録商標を取り消されることがある。輸出用商品に商標を付することは、商標の使用に該当するとされる。

VII 著作権

EUには、EUレベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。オランダにおける著作権の保護は、オランダの国内法に委ねられているが、EU加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後70年と定めている。

¹⁶ 本稿の「商標」の部分については、前掲「産業財産権制度」18頁～23頁等を参照した。

オランダの著作権法制度は、基本的に、ドイツ及びフランス等のものと同様であり、著作権は「著作者の権利」と位置付けられている。著作権は、著作物を創作すれば発生し、登録等の形式を要しない。

「著作物」には、書籍、冊子、映画、写真、音楽、ビジュアル・アート及び地図が含まれる。「著作物」性に関する限り、オランダの最高裁判所は、2006年6月16日、香水の香りにも、他の商品と明確に識別できる独創性があり、著作権法による保護対象として認められる旨の判決を下した。

著作権の保護期間は、文学、科学、芸術作品は著作者の生存期間及びその死後70年間である。

この著作権の保護期間に関して、最近、大きな議論が生じた事例がある。「アンネの日記」は、アンネ・フランクの死後70年目にあたる2016年1月1日に、オランダでは著作権保護期間が満了し、パブリックドメインとなったと考えたウィキメディア財団は、「Wikisource」ウェブサイトで「アンネの日記」を無償公開した。ところが、著作権保護期間が本当に満了したといえるか否かについて、アンネ・フランク財団との間で議論が生じた。即ち、アンネの死後、アンネの父であるオットーが「アンネの日記」を編集し出版に尽力したことから、オットーによる公表後50年間はオランダ著作権法により保護されるべきではないかとの疑問、また、サーバー所在地である米国では作品公表後95年間は保護を受けることができるところ、「アンネの日記」はいまだ著作権保護期間が満了していないのではないかとの疑問等が提起された。結局、ウィキメディア財団は、「Wikisource」ウェブサイトから「アンネの日記」を削除するに至った。このように、一般に、著作権保護期間の終了時期は、不明確であることが多いばかりか、インターネット上での公開となると諸外国ごとに異なる著作権保護期間をどのように適用するのかという困難な問題に直面することになる。

なお、データベースは、データベース権及び著作権により保護される。データベース権の保護期間は、完成時から15年間である。

VIII 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。オランダにおける営業秘密の保護は、オランダの国内法に委ねられている。

オランダにおいて、営業秘密は、民法上及び刑法上、法的保護を受けることができる。「営業秘密」に関する統一的かつ明確な定義は、法令には規定されていない。

民法上は、営業秘密侵害を行った者は、侵害の行為態様等（例えば、契約締結前に知り得た相手方の秘密を漏洩した場合）に応じて、法律規定、一般不法行為等を根拠に、民事責任を負わされる。

刑法上は、故意に秘密を漏洩した者は、6か月以下の拘禁、又は11,250ユーロ以下の罰金に処せられる。

労働期間中に又は退職後に、使用者の事業に係る秘密を漏洩する行為も、刑法上の犯罪を構成する。

また、オランダ法においては、労働者の退職後一定期間における競業避止義務を定めた書面合意を締結することが認められている。競業避止義務につき紛争が生じ訴訟となった場合、裁判所は、競業避止義務を存続させることによる使用者側の利益と、競業避止義務が労働者に過度の負担となっているか否かという点等を検討し、事案によっては、使用者が労働者に金銭的補償を支払うよう命じることによって、紛争解決を図ることになる¹⁷。

IX エンフォースメント

オランダにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

知的財産権関連訴訟に関わる通常裁判所としては、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所がある。地方裁判所は、知的財産権関連訴訟に関わる原則的な第一審裁判所である。高等裁判所は、地方裁判所からの控訴事件を管轄する。最高裁判所は、デン・ハーグに置かれており、上告事件を管轄する。

知的財産権関連訴訟については、とくに、ハーグ地方裁判所が重要な役割を果たしている。ハーグ地方裁判所の知的財産権部は、知的財産権専門裁判官を含むオランダ最大の規模の人員を有するとともに、多くの知的財産権関連事件（例えば、特許や欧州連合商標に関する事件）に専属管轄権を有する。ハーグ地方裁判所が専属管轄権を有する事件以外の事件（例えば、著作権侵害やベネルクス商標に関する事件）は、他の地方裁判所も管轄権を有するが、被告所在地又は侵害発生地のいずれかで提訴することになる。

オランダの民事訴訟においては、執行官による召喚状の送達を経て、手続が開始される。書面審理が中心であり、口頭弁論はあまり活発に利用されていない。準備書面の作成に時間を要することが多いため、複雑でない事件であっても、終結までに1、2年を要することが多い。

オランダの民事訴訟法の下では、訴訟前の証拠保全が可能である。但し、証拠保全を受ける者の秘密情報の保持が確保されない場合は、証拠保全請求が拒絶され、又は秘密保持に十分な手段を提供するよう命じられることになる。

また、オランダには、「コルト・ヘディング」（Kort-ge ding）と呼ばれる一種の仮処分手

¹⁷ 「オランダ労働法について」（BUREN N.V.、2014年）8頁。

http://www.burenlegal.com/files/news/news_jp/dutch_employment_law_jp.pdf

続がある。これは、特許権侵害事件のように緊急を要する事件において、裁判官が簡易・迅速な審理により暫定的な措置を命じるという手続である。一般的には、訴状送達後の翌日～4週間以内に口頭弁論が行われ、その後1～2週間以内に決定が下される。オランダにおいて、この「コルト・ヘディング」は大いに活用されており、迅速かつ安価な手続として実務に定着している¹⁸。

オランダの裁判所の長所としては、①知的財産権事件に精通した優秀な裁判官がおり、複雑な特許事件の審理に必要な技術知識を備えていること、②「コルト・ヘディング」という暫定的な措置の手続と、本案審理の手續が、短期間で判決を得るための効果的な手段となり得ること、③事案によっては、オランダの裁判所が国境を越えた差止命令を下すこと等が指摘されている。また、短所としては、①ハーグ地方裁判所の担当案件数が増加し、審理が遅延していること、②ハーグ地方裁判所の判決のレベルが一定しないこと等が指摘されている¹⁹。

オランダの弁護士には、①訴訟書類の作成を行う Adovocaat、及び②法廷に出頭する Procureur の2種類がある。実際には、ほとんどの弁護士が上記の両方の資格を取得するといわれている。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、検察官又は捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事责任を負わせることも検討に値する。

オランダ刑法は、フランス刑法の影響を受け継ぎつつ、いくつかの改正が行われてきた。オランダ刑法の特徴の1つは「単純性」であり、刑罰は、「拘禁」、「拘留」、「罰金」の3種しか規定されていない²⁰。第2の特徴は、司法部への信頼が厚く、量刑の裁量権の範囲が広くなっていることである。第3に、ドグマティックな概念の定義や区別もないといわれている²¹。

オランダの刑事訴訟手続においては、検察官がその裁量により起訴するか否かを決定するという「起訴便宜主義」が採用されており、多くの事件が起訴猶予により終了している。

また、オランダでは、「予審制度」が採用されている。即ち、予審判事は、被疑者への尋問や証拠の取調べ等を行い、公訴提起の可否につき審理を行い、作成した報告書を検察官に送付する。公訴が提起されると、公判が開かれる。公判前に一件記録が裁判官に送付されて

¹⁸ 「コルト・ヘディング」については、「オランダの民事司法手続」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998年）所収）を参照。

¹⁹ Bird & Bird 著『欧州主要国における知的財産権行使マニュアル』（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2012年）144～145頁。

²⁰ 実際には、「社会奉仕命令」も活用されている。

²¹ ペーター・タック著、中山研一ほか訳『オランダ刑事司法入門 組織と運用』（成文堂、2000年）10頁。

おり、裁判官をそれらの記録を精読したうえで公判に臨む。

前述した「営業秘密」侵害行為のように、知的財産権侵害に関する犯罪が成立する可能性がある事案においては、刑事的手段をとることも積極的に検討すべきであろう。

3 税関の水際措置

オランダは、アムステルダム・スキポール空港及びロッテルダム港を擁し、EU 市場における国際貿易の中心である。中国等から EU 市場に模倣品が流入する場合、オランダを経由する可能性は高いものと思われる。よって、オランダの税関における水際措置をとることは、「EUへの輸入の入口」を抑えることになり、EU 市場における知的財産権保護の見地からは、非常に重要であると考えられる。

実際、オランダの税関は、知的財産権侵害物品を差し押さえる権限を積極的に行使しており、「欧州の国境管理当局の中で最も効果を上げている」といわれている²²。アムステルダム・スキポール空港及びロッテルダム港には、知的財産権執行専門チームがあり、オランダの水際取締りの重責を担っている。このように、知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。

オランダの税関が被疑侵害物品につき自発的に 3 営業日間の留置を行っている間に、知的財産権利者は、当該被疑侵害物品に関して措置をとるよう税関に申し立てができる。申立ての後、税関は、10 営業日間（さらに 10 営業日延長も可能）の留置を行うことができる。留置期間内に、知的財産権利者は、当該被疑侵害物品につき侵害訴訟を提起することを要する。

X おわりに

以上、オランダの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、オランダ国内レベル（ベネルクス条約に基づく単一の商標権及び意匠権を含む）と EU レベルに分かれしており、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、先進国としての日本とオランダの共通性、オランダは EU 市場における国際貿易の中心であり、「EUへの輸入の入口」であること、及びオランダが欧州連合（EU）における国内総生産（GDP）第 6 位の主要構成国であること等を考えると、今後も、オランダの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14361』（経済産業調査会、2017 年、原題は「世界の知的財産法 第 13 回 オランダ」）。

²² Bird & Bird 著『欧州主要国における知的財産権利行使マニュアル』（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2012 年）137 頁。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。